

2 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により地下水環境基準を超過した地点等の周辺 14 地点について調査した。その結果は、表 2-1 のとおりである。2 地点で地下水環境基準を超過した。

(1) 概況調査により新たに地下水汚染が判明したため実施したもの

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、新たに地下水汚染が判明した 3 地点の周辺を調査した。

当該井戸の周辺に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を使用する工場・事業所は存在せず原因不明である。考えられる原因として畑地における過剰な施肥、家畜排泄物の不適切な管理又は生活排水の不適切な管理などが挙げられるが、特定には至らなかった。

(2) 継続監視調査の終了を判断するために実施したもの

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、継続監視を終了しようとする 1 地点の周辺 2 地点を調査した結果、地下水環境基準の超過はなかった。そのため、環境基準を超過するおそれがなくなった当該地点での監視を終了する。

表 2-1 汚染井戸周辺地区調査結果

項 目	調 査 地 域	調査実施者	調 査 地点数	検出 地点数	基準超過 地点数	検出濃度範囲 (mg/L)
硝酸性窒素 及び亜硝酸性 窒素	川口市峯*、大竹*	川口市	2	2	0	1.7～5.7
	本庄市児玉町高柳、 児玉町長沖	埼玉県	4	4	2	8.1～20
	富士見市関沢、 鶴瀬東、鶴馬	埼玉県	4	4	0	4.7～7.1
	小鹿野町長留	埼玉県	4	4	0	0.11～3.0

* 継続監視調査の終了を判断するために実施した調査

汚染井戸周辺地区調査結果一覽

NO.1

[illegible]